様式-4-①　様式-4-①

請負工事に係る考査項目別採点基準表(土木関係)

（監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="6">1　施　工
体　制</td><td rowspan="2">Ⅰ 施工体制一般</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切</td><td>不適切</td></tr>
<tr><td colspan="3">● 評価対象項目
□「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。
□ 施工計画書を、工事着手前に提出している。
□ 施工計画書と現場の施工体制等が一致している。
□ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
□ 出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施しており、関係書類で的確に確認できる
□ 元請が下請の作業成果の確認等をしている。
□ 作業分担の範囲を、施工体制台帳もしくは施工体系図に明確に記載している。
□ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合に備えて、実施体制が整っている。
□ 現場に対する支援体制を整えている。
□ 工事規模に応じた人員、機材が確保され適切な時期に配置している。
□ 出来形、品質における社内検査体制（規格値の設定や確認方法、責任者等）を整えている。
□ 全般的に施工体制が良好であった。
□ 建退共の証紙が購入され、配布及び使用記録が整っている。
□ 工事カルテの登録は、監督員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

● 判断基準
評価値が90%以上・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・c

① 当該評価対象項目の内、対象とならない項目は削除する。
② 削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はC評価とする。
③ 削除後の評価対象項目数を分母とする。
④ 評価値(　　%)＝該当項目数(　)／評価対象項目数(　)</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td>細　別</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⅱ 配置技術者
（現場代理人等）</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切</td><td>不適切</td></tr>
<tr><td colspan="3">● 評価対象項目
【全体を評価する項目】
□「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。
□ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
【現場代理人を評価する項目】
□ 現場代理人が、工事全体を把握している。
□ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。
□ 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。
【監理（主任）技術者を評価する項目】
□ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
□ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
□ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
□ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行い、適正な工事の施工に努めた。
□ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
□ 施工等に伴う創意工夫等の提案により、品質等の向上に努めた。
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

● 判断基準
評価値が90%以上・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・c

① 当該評価対象項目の内、対象とならない項目は削除する。
② 削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はC評価とする。
③ 削除後の評価対象項目数を分母とする。
④ 評価値(　　%)＝該当項目数(　)／評価対象項目数(　)</td><td>□ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

様式-4-②

請負工事に係る考査項目別採点基準表(土木関係)

（監督員）

<table>
<tr><td>考査項目</td><td>細　別</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td rowspan="6">2 施 工
状 況</td><td rowspan="2">Ⅰ 施工管理</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切</td><td>不適切</td></tr>
<tr><td colspan="3">● 評価対象項目
□「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。
□ 契約書第17条第1項～第5項に基づく設計図書の照査を行い監督員の確認を受けて施工を行っている。
□ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
□ 現場条件の変化に対して、適切に対応して、変更施工計画書も作成している。
□ 工事材料の数量・寸法・品質に影響が無いよう保管している。
□ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。
□ 指定材料の品質証明関係書類及び写真等を整理している。
□ 工事打合せ簿、工事記録の整備を、不足なく、的確に整理している。
□ 建設廃棄物の処理、建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
□ 段階確認、立会確認等が適時に報告され、的確に行われている。
□ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

● 判断基準
評価値が90%以上・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・c

① 当該評価対象項目の内、対象とならない項目は削除する。
② 削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はC評価とする。
③ 削除後の評価対象項目数を分母とする。
④ 評価値（　　%）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）</td><td>□ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td>細　別</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⅱ 工程管理</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切</td><td>不適切</td></tr>
<tr><td colspan="3">● 評価対象項目
□「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。
□ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した実施工程表を作成している。
□ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
□ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
□ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
□ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
□ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
□ 休日の確保を行っている。
□ 工程は常に監督員と協議し、工事進捗が常に把握できた。
□ 安全対策に十分配慮した工程管理を行った。
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

● 判断基準
評価値が90%以上・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・c

① 当該評価対象項目の内、対象とならない項目は削除する。
② 削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はC評価とする。
③ 削除後の評価対象項目数を分母とする。
④ 評価値（　　%）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）</td><td>□ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

様式-4-③

請負工事に係る考査項目別採点基準表(土木関係)

（監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="6">2　施　工
状　況</td><td rowspan="2">Ⅲ 安全対策</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切</td><td>不適切</td></tr>
<tr><td colspan="3">● 評価対象項目
□「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。
□ 災害防止のための現場での会議等を1回／月以上行っており、資料等が整っている。
□ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。
□ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。
□ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
□ 過積載防止に取り組んでおり、実施の成果資料がある。
□ 山留工、仮締切工等の仮設工の点検を管理表で実施していた。
□ 足場や支保工について、組立完了時や使用中の管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
□ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
□ 歩行者、車両等の通行経路の安全確保及び工事車両の移動時の事故防止対策がなされていた。
□ 重機操作等の危険作業では、誘導員を配置し作業員の分離措置がなされた。
□ 自社で安全巡視、TBM、KY等を実施し、写真等記録が整備されている
□ 使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理されている。
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

● 判断基準
評価値が90％以上・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・b
評価値が80％未満・・・c

① 当該評価対象項目の内、対象とならない項目は削除する。
② 削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はC評価とする。
③ 削除後の評価対象項目数を分母とする。
④ 評価値（　　％）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）</td><td>□ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td>細　別</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅳ 対外関係</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切</td><td>不適切</td></tr>
<tr><td colspan="3">● 評価対象項目
□「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。
□ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
□ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
□ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
□ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
□ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

● 判断基準
評価値が90％以上・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・b
評価値が80％未満・・・c

① 当該評価対象項目の内、対象とならない項目は削除する。
② 削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はC評価とする。
③ 削除後の評価対象項目数を分母とする。
④ 評価値（　　％）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）</td><td>□ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

様式-4-④

請負工事に係る考査項目別採点基準表(土木関係)

（監督員）

考査項目	工　種	a	b	c	d	e
3　出来形及び出来ばえ Ⅰ　出来形	土木工事その他 ※ 上記欄によらず、当該欄で評価	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内はa、80%以内はb、その他規格値を満足しa、bに該当しない場合はcとする。 注:　試験結果の検体数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、評価対象項目だけで評価する 【確認資料:別紙1を参照】 ● 評価対象項目 ☐ 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 ☐ 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。 ☐ 自社の管理基準を設定して、適切に管理している。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 出来形の形状、寸法の設計値に対する実測値が許容範囲内であり、満足している。 ☐ 出来形の性能、機能において、実測値が設計値以上となっており、満足している。 ☐ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ● 判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c ① 当該評価対象項目の内、対象とならない項目は削除する。 ② 削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はC評価とする。 ③ 削除後の評価対象項目数を分母とする。 ④ 評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）			☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 契約書第16条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	工　種	a	b	c	d	e
	機械設備工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		● 評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 ☐ 自社の管理基準に基づき管理している。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ☐ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ● 判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c ① 当該評価対象項目の内、対象とならない項目は削除する。 ② 削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はC評価とする。 ③ 削除後の評価対象項目数を分母とする。 ④ 評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）			☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による改善指示を行った。	☐ 契約書第16条に基づき、監督員が改造請求を行った。

様式-4-⑤

請負工事に係る考査項目別採点基準表(土木関係)

（監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3　出来形及び出来ばえ
Ⅰ 出来形</td><td rowspan="2">電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="3">● 評価対象項目
□ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。
□ 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。
□ 不可視部分の出来形を写真撮影している。
□ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。
□ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
□ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。
□ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。
□ 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。
□ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
□ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 自社の管理基準に基づき管理している。
□ その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

● 判断基準
評価値が90%以上・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・c

① 当該評価対象項目の内、対象とならない項目は削除する。
② 削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はC評価とする。
③ 削除後の評価対象項目数を分母とする。
④ 評価値(　　%)＝該当項目数(　)／評価対象項目数(　)</td><td>□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 契約書第16条に基づき、監督員が改造請求を行った。</td></tr>
</table>

様式-4-⑥

請負工事に係る考査項目別採点基準表(土木関係)

（監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">3　出来形及び出来ばえ
Ⅱ 品質</td><td>土木工事その他
(河川、道路修繕工事・浚渫工事・取り壊し工事等・小規模建築工事等)
※ 上記欄によらず、当該欄で評価</td><td colspan="3">品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50％以内はa、80%以内はb、その他規格値を満足しa、bに該当しない場合はcとする。

注:　試験結果の検体数が少なく、ばらつきの判断が出来ない場合は、評価対象項目だけで評価する 【確認資料：別紙1を参照】

● 評価対象項目
□ 品質管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。
□ 製品が製作着手前に製作仕様書等により技術検討が実施されている。
□ 材料の品質照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認でき、満足している。
□ 施工計画書に定められた品質計画書により管理されている。
□ 材料搬入時に受注者の品質計画による品質管理記録が整備されていた。
□ 各工程において所定の検査を実施し、記録が保管されている。
□ 廃材の処理が適切である。
□ 不可視部分の写真記録が適切である。
□ 材料の品質証明が適切である。
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

● 判断基準
評価値が90％以上・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・b
評価値が80％未満・・・c

① 当該評価対象項目の内、対象とならない項目は削除する。
② 削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はC評価とする。
③ 削除後の評価対象項目数を分母とする。
④ 評価値(　　　%)＝該当項目数(　)／評価対象項目数(　)</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 契約書第16条に基づき、監督員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><th>工　種</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">機械設備工事</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="3">● 評価対象項目
□ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。
□ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。
□ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
□ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
□ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
□ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。
□ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。
□ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。
□ 設備の取扱説明書を工夫している。
□ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
□ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。
□ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。
□ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。
□ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
□ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
□ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。
□ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
□ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

● 判断基準
評価値が90％以上・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・b
評価値が80％未満・・・c

① 当該評価対象項目の内、対象とならない項目は削除する。
② 削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はC評価とする。
③ 削除後の評価対象項目数を分母とする。
④ 評価値(　　　%)＝該当項目数(　)／評価対象項目数(　)</td><td>□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 契約書第16条に基づき、監督員が改造請求を行った。</td></tr>
</table>

様式-4-⑦

請負工事に係る考査項目別採点基準表(土木関係)

（監督員）

考査項目	工　種	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ Ⅱ 品質	電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		● 評価対象項目 □ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 □ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 □ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 □ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 □ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 □ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 □ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 □ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 □ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 □ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 □ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ● 判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c ① 当該評価対象項目の内、対象とならない項目は削除する。 ② 削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はC評価とする。 ③ 削除後の評価対象項目数を分母とする。 ④ 評価値（　　%）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）			□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 契約書第16条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	工　種	a	b	c	d	e
	維持・修繕工事 (小規模補修工事等・付属構造物等応急処理工事等を含む) ※ 上記欄によらず、当該欄で評価	□ 優れている	□ やや優れている	□ 他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		注　土木工事管理基準等に定めていない工事等については上記欄で評価しても良い。 ● 評価対象項目 □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □ 構造物が規格（土木工事施工管理基準及び規格値）を満足している。 □ 品質管理は記録・工事写真（不可視部分を含み）が適切に整理されている。 □ 緊急的な工事において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 □ その他（　理由　　　　　　　　　　　　　　　） □ その他（　理由　　　　　　　　　　　　　　　） □ その他（　理由　　　　　　　　　　　　　　　） □ その他（　理由　　　　　　　　　　　　　　　） 注　記載の5項目の内4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする ● 判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c ① 当該評価対象項目の内、対象とならない項目は削除する。 ② 削除後の評価対象項目が2項目以下の場合はC評価とする。 ③ 削除後の評価対象項目数を分母とする。 ④ 評価値（　　%）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）			□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 契約書第16条に基づき、監督員が改造請求を行った。

「維持・修繕工事」は概ね500万円以下の工事を対象とする。

様式-4-⑧

請負工事に係る考査項目別採点基準表(土木関係)

（監督員）

考査項目	細　　別	
5 創意工夫	Ⅰ 創意工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 ☐ ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事。　※本項目は2点の加点とする。 ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【新技術活用】 ☐ NETIS登録技術のうち試行技術を活用し、効果が確認できた。　※本項目は2点の加点とする。 ☐ NETIS登録技術のうち活用した試行技術が「少実績優良技術」で、効果が確認できた。　※本項目は2点の加点とする。 ☐ NETIS評価情報技術のうち「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」を活用し、効果が確認できた。　※本項目は2点の加点とする。 ☐ NETIS登録技術のうち試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術を活用し、効果が確認できた。　※本項目は2点の加点とする。 【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。　※本項目は2点の加点とする。 ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。　（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。 【その他】 ☐ その他　［理由］ ☐ その他　［理由］ ☐ その他　［理由］
	記述評価 (レ点の評価内容を詳細記述する)	評点　　　　点　｜　[創意工夫の詳細評価]

※1. 特に評価すべき創意工夫事例(自社努力)を加点評価する。

※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1、2、点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の自社努力による工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。

※4. 当該事項の評価は、施工計画書(変更を含む)に記述があり、承認を受けた内容で実施がされた場合とする。